

午前十時三十分間 五時三十分間 午後三時三十分間
第十條 労働時間ニ式ノ限リイヌ

特別ノ理由ハ有ラズニ非ラセシムルコトニテハ
命シ又ハ労働時間ニ早見基盤シムルコトニテハ
モリ早出労働時間出稼労働時間ハ労働書々ハ休日ニ
出稼労働時間前ニ入規スル非ラ得ス其ノ都合ニ

十位モリ午後五時迄イヌ
衣袋イヌノ十一日一日モリ三日末日迄ニ至ル間ハ午前十時三

四日一日モリ十日末日迄ニ至ル間午前十時三十分間四時三十分

第十條 労働時間ニ式ノ限リイヌ

第八條 志願者出稼時間ニ異動マセシムルコトハ直ニ報出スヘシ
前記志願書ニ記載イヌルモトキハ労働書々ハ直ニ報出スヘシ

前記志願書ニ記載イヌルモトキハ労働書々ハ直ニ報出スヘシ

財団法人協調會大阪支所

定時後ノ就業三時間ヲ越ユル時ハ定時後十分間残業長時間ニ
涉ルトキハ其ノ都度ソレヲ定ム

第十一條 就業定時間及休憩時間ノ各終始ハ電鈴ヲ以テ之ヲ報知
ス

第十二條 始業時間ニ遅レタルモノハ入場スルコトヲ得ス
但シ卅分遅刻者トシテ入場スルコトヲ得

給料計算期間内遅刻二回以上アル時ハ二回毎ニ日給ノ一割ヲ
引クモノトス

第十三條 入場シタルトキハ各自勤怠表ヲ係員ニ提出シ退場スル
トキハ係員ヨリ勤怠表ヲ受領スベシ

第十四條 就業時刻又ハ休憩終刻ノ報知アリタル時ハ直チニ仕事
着手シ就業終刻ノ報知アリタルトキハ器具機械等ノ整理ヲナ

シタル上退場スベシ